

台風10号の被災者宅にボランティア活動を行いました

令和3年8月の台風10号で被災された地域の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

社会福祉協議会では、台風10号による豪雨で住宅被害を受け、支援を要請された4件のお宅に、災害ボランティア団体のNPO法人らしんばんのご協力のもと、当市のボランティア4名と床上に侵入した泥水の除去や水浸しになった屋内後の後片付けの支援をいたしました。



住家に入った泥水を
洗い流しています



屋内は天井近くまで浸水していました



被災直後



ボランティア活動後

災害時の活動支援ボランティアに登録しませんか

近年、台風や地震等の自然災害が発生するたびに被害を受ける機会が増えています。被災されたご家庭では住家や敷地内の後片付け等対処に迫られ、被災前の生活状態を取り戻すには時間がかかります。

このような状況下でボランティアとして、生活再建のお手伝いをしていただく方はとても重要ですし、必要になりますが、今のところいすみ市のボランティアとしては人手が不足しています。

事前に登録していただける方を募集しておりますので、自分の地域を守りたいという方や趣旨にご賛同いただける方は、ぜひご登録いただけますよう、よろしくお願いいたします。

【募集について】

- ・ 募集期間は決まっておらず、随時行っております。
- ・ 人数に定員はありません。

【問合せ・連絡先】

いすみ市社会福祉協議会 ☎ 87-8857



教育支援資金の貸付相談を行っています

- ・ 子供を進学させたいけど、制服代や通学費、授業料等が足りない。
 - ・ 推薦入試は合格したけど、入学費用が足りない。
- ※ ただし、受験料などの入学決定前に必要な費用は対象外です。

このように進学に係る費用にお困りの方は、一度社会福祉協議会へご相談ください。就学するご本人が申請者（借受人）に、世帯の生計中心者が連帯借受人になっていただけます。

貸付にはいくつか条件があり、必ずしもお貸しできるとは限りません。

また、教育支援資金に限らず、医療費や住宅の増改築等の貸付相談も随時行っておりますので、ご利用を希望される方は一度ご連絡ください。

【問合せ・連絡先】

いすみ市社会福祉協議会 ☎ 87-8857



「ふれあいサロン」を始めませんか

「ふれあいサロン」は、地域に住んでいる方が気軽につどい、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動です。

そこに行けば誰かがいる。誰かと話ができる。そのために外出する気力が生じ、生活のメリハリができる。つまり、その人の暮らしを支える魅力ある活動ができます。

ふれあいサロンの内容

- 【運営】 参加者が居住している地域の町内会、ボランティア団体、自主的グループなど
- 【活動内容】 参加者が無理なく楽しめる活動
(茶話会、食事会、ゲーム、歌、体操など、参加者とボランティアで相談して決めます)
- 【参加人数】 概ね5名以上
- 【回数】 原則月1回以上の開催で年間10回以上、1回概ね2時間以上
- 【開催場所】 公民館、集会所、個人宅など
- 【費用】 実費負担、お茶・お菓子の持ち寄りなど
(費用を参加者全員で負担し合うことが基本です)



いすみ市社協は、ふれあいサロン活動を応援します！

○運営費等の一部助成、参加者やボランティアの保険、サロンの立ち上げ・運営に必要な情報提供、幟旗の支給などを行います。

○助成内容 運営費 1回当たり1,000円 年間12回まで(3か年度を限度)
開設準備費(初年度のみ) 10,000円

「ふれあいサロンをやってみたい！」とお考えの方はいすみ市社協までお気軽にご連絡ください。サロンの詳しい内容については、いすみ市社会福祉協議会のホームページをご覧ください。(P4にアドレス掲載)



あたたかい善意ありがとうございました

令和3年10月8日現在(敬称省略・順不同)

梶野晴征	50,000円
ふれあいショップ源氏	25,532円
有限会社木村屋スーパーガッツ大原店	5,878円
匿名	1,971円

特別会員加入のお願い

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき各市町村に組織的に設立された民間の福祉団体です。地域の皆さんと公私の福祉事業関係者によって構成され、地域における福祉サービスの提供を図るとともに、福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに努めております。

この中で、自主財源の基礎となる会費の確保がとても重要となっております。本会の活動にご賛同くださる企業、事業所、商店の方々には特別会員一口3,000円へのご加入をお願いいたします。お電話をいただければ、お伺いします。

【会費の主な使い途】

- ・ ボランティア活動の促進
- ・ 地区社会福祉協議会支援
- ・ 福祉大会の開催
- ・ 老人クラブ活動支援

【問合せ・連絡先】

いすみ市社会福祉協議会 ☎ 87-8857



令和3年度 赤い羽根共同募金運動にご協力を

今年も赤い羽根共同募金運動が、10月1日から全国一斉にスタートしています。

お寄せいただいた募金は、一度全額を千葉県共同募金会へ送金し、翌年度に千葉県共同募金会を通じて県内の社会福祉施設・団体、いすみ市社会福祉協議会に助成され、福祉の推進に役立てられます。

皆様の温かいご協力をお願いします。



いすみ市社会福祉協議会の 主な共同募金配分金事業

- | | |
|--------------|---------------|
| ・ 福祉用具貸出 | ・ 市内各福祉団体への助成 |
| ・ 広報紙発行 | ・ 心配ごと相談所運営 |
| ・ 災害ボランティア支援 | ・ ふれあいサロンへの助成 |
| ・ 子供の遊び場整備 | ・ 地区社会福祉協議会支援 |



この広報紙は、共同募金の配分金によって年3回（4・7・11月）発行しています。

いすみ市社会福祉協議会のホームページ <http://www.isumishakyo.jp/> いすみ市社協 